

碧南市公告第43号

碧南市高齢者成年後見制度利用支援事業実施規程を次のように定める。

平成14年6月18日

碧南市長 永島 卓

碧南市高齢者成年後見制度利用支援事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、判断能力が不十分な痴呆性高齢者の成年後見制度の利用を支援するため、市長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第12条第2項、第14条第1項、第16条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の対象者)

第2条 市長が審判請求を行う者は、市内に住所を有する65歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「審判請求対象者」という。）とする。ただし、当該対象者の保護を図るため、緊急かつやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 痴呆のため判断能力が不十分であり、審判請求を行うことが困難な者
- (2) 本人の配偶者及び四親等内の親族（以下「親族等」という。）がいない者又はあっても審判請求を行う者がいない者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する居宅サービス若しくは同条第20項に規定する施設サービスを利用している者又は利用しようとする者

(審判請求の決定)

第3条 市長は、審判請求対象者に対して、審判請求決定通知書によりその旨を通知するものとする。

(備付書類)

第4条 市長は、前条の規定により審判請求の決定をした者については、個人記録票を作成し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

(審判請求の手續)

第5条 審判請求に係る手續きは、審判請求対象者の審判を管轄する家庭裁判所（以下「管轄家庭裁判所」という。）の定めるところによるものとする。

(審判請求費用の助成)

第6条 市長は、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判請求費用を管轄家庭裁判所へ納付する。

2 市長は、審判請求対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の費用を請求しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、審判請求費用を負担することで保護が必要となるもの

(3) 審判請求費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

3 市長は、審判請求対象者が前項各号のいずれにも該当しない場合であつて、審判により成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任されたときは、第1項の費用について、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立を管轄家庭裁判所に対し行い、管轄家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合は、後見人等に請求するものとする。

（後見人等に係る報酬の助成）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後見人等の報酬に係る費用を助成するものとする。

(1) 前条第2項第1号に該当する者

(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、後見人等の報酬に係る費用を負担することで保護が必要となるもの

(3) 後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

第3条関係

審判請求決定通知書

碧 第 号
年 月 日

殿

碧南市長 氏 名 印

碧南市高齢者成年後見制度利用支援事業実施規程に基づき、次のとおり審判請求を行うことを決定しました。

決 定 年 月 日		年 月 日
対 象 者	住 所	
	氏 名	
備 考		

第4条関係

個人記録票										
本人の状況	氏名					生年月日				
	住所									
	本籍									
	家族の状況	氏名	性別	年齢	続柄	備考				
	身体の状況									
	精神の状況									
	資産等の状況	資産								
		収入								
管理状況										
生活歴										
審判請求が必要となった経緯								後見登記の有無	有・無	
親族等の状況	氏名	住所	性別	年齢	続柄	職業	備考			
審判請求の状況	特記事項									
	後見の種類									
	成年後見人等候補者	住所								
	氏名									
	審判請求先の家庭裁判所									
	審判請求費用負担									
	後見費用負担									
	備考									